

沿道の屋外広告物の撤去に関する研究（２）*

A Study on Removal of Commercial Signs Along Roads II *

田中寿明**・芝崎拓***・原文宏****・谷川良一*****

By Toshiaki TANAKA**・Taku SHIBAZAKI***・Fumihito HARA****・Ryoichi TANIKAWA*****

1. はじめに

シーニックバイウェイ北海道は、平成 15～16 年度において試行的に 2 つのモデルルートで実施された。平成 17 年度からは本格運用が行われ、住民が主体となって沿道景観の保全と利活用を推進してきた。

シーニックバイウェイ北海道に参加することで、従来から、自主的に活動を行ってきた活動団体が連携し、景観形成をキーワードとして、地域づくり、観光振興・教育・文化等の活動を推進している。景観を阻害する要因として考えられる屋外広告物等についても、設置箇所の調査・撤去活動が行われてきた。

また、屋外広告物については、「屋外広告物等の設置に対する態度・行動変容の可能性に関する研究」¹⁾にて考察を行っている。まず、旭川市～上富良野町を対象として、国道沿道にある屋外広告物について詳細な現状調査を行い、調査結果から、キロポストごとの設置数、広告物の種類、広告主、産業分類、設置形態などを分類し、撤去などの困難性を社会的条件（屋外広告物の必要性）と物理的条件（撤去費用）から評価した。同時に実施した屋外広告物の撤去に関する先進事例調査を行い、構造的方略と心理的方略について分類した。また、調査対象路線において、屋外広告物の撤去を 4 件行い、その成功の要因について評価した。最後に、屋外広告物の撤去における実施体制の連携手法について考察を行っている。

表－１ 大雪・富良野ルート概要

総人口	431,410 人（平成 17 年国勢調査）
総面積	3,924.14km ² （平成 17 年 10 月 1 日、国土地理院）
関係市町村	2 市 7 町 1 村（旭川市、富良野市、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）
参加団体	19 団体（平成 18 年 4 月）

*キーワード：シーニックバイウェイ、市民参加、景観

**正員、工修、(社)北海道開発技術センター
(北海道札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 11 番地
TEL011-271-3028、FAX011-271-5366)

***非会員、(社)北海道開発技術センター（同上）

****正員、工博、(社)北海道開発技術センター（同上）

*****非会員、NPO法人グラウンドワーク西神楽
(北海道旭川市西神楽 1 線 12 号 211-12
TEL 0166-75-5305、FAX 0166-75-5306)

その後、当該地域は、シーニックバイウェイ北海道大雪・富良野ルート（以下、「大雪・富良野ルート。」）として、平成 17 年 5 月に、シーニックバイウェイ北海道推進協議会より、指定ルートとしてルート指定されている（表－1）。²⁾

本論文では、大雪・富良野ルートにおける①景観形成の取り組みについて整理を行い、②これまで行われてきた屋外広告物の撤去活動について撤去した看板の分類、撤去に至るまでのプロセスの整理を行う。また、現状における屋外広告物の撤去の課題について考察する。

2. 大雪・富良野ルートの景観形成活動

大雪・富良野ルートでは、遠景の大雪山・十勝岳連峰、中・近景の田園景観を大切に、それらの保全・活用を中心とした活動を行っている。また、田園景観を創出している農業と景観形成や観光・商業との協働についても活動を行っている。大雪・富良野ルートの地域活動団体が行ってきた景観形成活動について下表にまとめる（表－2）。

表－2 大雪・富良野ルートの景観形成活動

活動	実施概要
①清掃活動	各地区で清掃活動を実施。2005 年 5 月 30 日には、キャンペーンとして清掃活動を実施。（旭川市西神楽、上富良野町。約 150 名参加）
②植栽	各地区で開発局、自治体、商工会等の予算により実施。（2006 年からは道道でも予算がつく。）
③ビューポイント整備	上富良野町にてデッキを設置。来訪者が多くなったが、ごみが増える、いたづらによるデッキの破損などの問題がある。
④屋外広告物調査	ルート内の主要国道 237 号における民間施設の屋外広告物等について調査。
⑤屋外広告物撤去	上記調査をもとに、交渉・撤去を地元 NPO が行った。（旭川市西神楽）
⑥帰化植物撤去	国道と鉄道間の敷地に自生している帰化植物の伐採を実施。（旭川市西神楽。2km）
⑦ランドアート	たまご形の造形物を雪で制作。その造形物をスクリーンとし、地域の景観映像を放映。（旭川市西神楽）

①、②については、以前から行われている活動であるが、団体がシーニックバイウェイの活動に加わることで、情報交換などにより、行政も参加、情報を入手し制度（ポ

ランティアサポートプログラム) を活用することができたものもある。

④、⑤は、旭川市西神楽の団体が主体的に行っている活動であり、調査は、各地区の団体に呼びかけて行った。また、撤去に関しては、団体の地元の地主等に直接交渉し、撤去を行っている。

①～③については上富良野町の団体、④～⑦については、旭川市西神楽の団体が中心になって実施している。このように、地区によって、活動内容には特徴があり、現段階では、地区における成功事例を増やしていくことを行っている段階だと言える。今後、これらの事例を整理し、ルート全体で活動を実施する仕組みを構築していくことになると考える。

この他、駐車場整備の検討段階での活動団体を中心とした地域住民の参画、沿道植栽計画の説明・意見交換等、行政が実施する事業への活動団体を中心とした地域住民の参画も行われている。

3. 屋外広告物等撤去の現状

大雪・富良野ルートで行われている屋外広告物等（道路標識等を除く）の撤去について、整理し課題について考察する。

(1) 屋外広告物等調査概要

屋外広告物等については、「屋外広告物等の設置に対する態度・行動変容の可能性に関する研究」¹⁾にて、国道237号の旭川市～上富良野町(6kp～43kp)まで調査を行っているが、その後、占冠村(115kp)まで調査を完了している。本論文の整理では、図-1のように1箇所複数の屋外広告物等がある場合、1管理者につき1箇所としている。旭川市～占冠村(6kp～115kp)では、767箇所屋外広告物等が設置されている。



図-1 屋外広告物等の設置状況

(2) 西神楽地区の設置状況及び撤去状況

大雪・富良野ルートにおいて、屋外広告物等の撤去活動が行われている旭川市西神楽(6kp～20kp)の設置状況及び撤去状況について以下に整理する。(表中の「交渉済」は平成18年4月現在において撤去の交渉を終えているもの

の【平成18年度撤去予定のもの】を示している。)

a) 設置者(表-3)

本地区は、「民間」の屋外広告物等が全体の77%を占めている。このうち、広告料が地主に払われていないもの、枠だけが残っているものについては、すでに撤去されている。これらは、地主も撤去したいが費用・労力等の問題から撤去を行っていないものが多い。地元NPOが交渉を行うと、容易に撤去を行うことができた。これらの撤去・廃棄については、地元NPOの負担で行われている。

表-3 屋外広告物等の設置者別集計

設置者	設置数 (H15)	撤去状況 (H18.4)	
		撤去	交渉済
民間(企業、店舗等)	87	6	12
行政(国、道、自治体)	7	3	0
その他(町内会、神社等)	19	9	2
計	113	18	14

また、同様の理由で、物置等に設置されているはり札(図-2)についても撤去の交渉が終了しており、平成18年度に撤去を行う予定である。



図-2 撤去予定のはり札

行政が設置していたもので、錆などで文字が読めなくなっているものについて撤去を行っている。大きいものではないため、撤去後NPOが、自治体の分別にしたがい、家庭ごみとして廃棄している。

17%を占める「その他」(町内会、神社等)は、交通安全旗が13箇所に設置されている。安全旗は設置者が町内会であり、地元NPOの関係者も所属していることもあり、交渉が早く行えたため、平成17年度までに8箇所撤去されている。ただし、町内会の役員の変更により、撤去の経緯などが引き継がれていないため、平成18年度には、新たに交通安全旗が設置されている箇所がある。

b) 種類(表-4)

国道237号の旭川市西神楽は、信号・高低差が少なく、速い速度で走る車が多い。それらの車両を対象とする屋

外広告物は、視認性を高くするために、目立つ（風景になじまない）色彩で、大きな固定看板が多く全体の36%となっている。

表－4 屋外広告物等の種類別集計

種類	設置数 (H15)	撤去状況 (H18.4)		
		撤去	交渉済	
広告物	固定広告物	40	5	4
	立看板	7	1	1
	電柱広告物	7	0	0
	アーチ式広告物	0	0	0
	アドバルーン広告物	0	0	0
	広告幕・広告網・のぼり・旗	2	0	0
	はり札	18	0	8
	はり紙	0	0	0
	広告車	0	0	0
	サイン	計	113	18
サイン	記名サイン	15	1	1
	誘導サイン	3	2	0
	案内サイン	3	1	0
	説明サイン	1	0	0
	規制サイン	14	8	0

本地区において、規制サイン14箇所の内、1箇所は錆のため読み取れない注意喚起看板である以外は、交通安全旗である。これらは、前述の通り、撤去が進んでいる。本来、沿道のサインは行政や町内会等の公的な団体が必要に迫られ、設置する機会が多く、撤去の対象とは考えにくい。ただし、本地区では、記載事項が見えにくいものについて撤去を行っている。

4. 大型固定広告物の撤去事例

旭川市の市街地にある病院では、平成3年の開業時に、認知度を向上させる目的で、旭川市内に接続する国道(12、39、40、237)の市町村境界付近に計4箇所の固定広告物の設置を行った(図-3)。



図-3 国道237号に設置されていた病院の固定広告物

地元NPOが本物件の撤去を行うために、病院との交渉を繰り返し行っている(表-5)。

表-5 大型固定広告物の撤去に至る打合せ

日	開催場所・出席者	打ち合せ内容
6/9	NPO担当者、病院 本部長・事務局長 【場所】病院	【病院での打合せ】 ・シーニックバイウェイ北海道事業内容説明ほか
6/10	NPO担当者、景観 分科会幹事 【場所】幹事宅	【スケジュール調整】 ・景観分科会のスケジュール及び内容
6/27	景観分科会メンバ ー(5名) 【場所】旭川市内	【景観分科会】(放送局取材) ・屋外広告物撤去の説明ほか
7/8	運営委員会メンバ ー(7名) 【場所】旭川市内	【ルート運営委員会】 ・屋外広告物撤去の説明ほか
7/20	NPO担当者、撤去 担当者(特殊作業) 【場所】旭川市内	【看板撤去打合せ】 ・実施の方法ほか
7/25	NPO担当者、景観 分科会幹事、撤去担 当者(特殊作業) 【場所】現地	【屋外広告物の撤去】 ・5:00~7:00

まず初めに、シーニックバイウェイやNPOの活動の説明を行っている。同時にルートにおける最初の大型固定広告物の撤去であり、成功事例としたいという思いについても話しをしている。それらの交渉により、平成17年7月に撤去を行うことになった。

撤去当日は、基幹道路である国道において、渋滞を発生させないようという道路管理者の指示により、早朝5:00からの撤去実施となった。鉄製の脚の切断、玉掛け作業のために特殊作業員が直接の作業を行った。

その後、当該物件は、地元NPOの活動エリアである西神楽の地区マップをプリントし、沿道景観を阻害しない地区の入り口に設置された(図-4)。また、同病院では、他の国道沿いに設置されている残りの3箇所の同様の屋外広告物についても、撤去検討している。



図-4 地区マップとして利用された看板

5. 考察

大雪・富良野ルートでは、沿道景観を地域資源と考え、その保全のために、屋外広告物等の撤去活動を行っている。今後の撤去に関する課題について考察する。

(1) 撤去数の増加

平成 15 年度に撤去数が 4 箇所撤去を行った。それ以降、28 箇所増加し屋外広告物の総設置箇所数 113 箇所に対し、32 箇所 (28%) が撤去 (予定含む) されている (表一 6)。これまで、撤去をされなかったはり札が特に増加している。

今後、撤去数の増加に合わせ、地域住民が参加しやすい清掃活動・植栽等と同時に撤去活動を行うことも考えられる。この場合、同時に行った場合の活動の認知度について調査を行い、その効果について検証することも考えられる。

表一 6 屋外広告物等の撤去状況

撤去対象	箇所	看板主	種類
広告	1	町内会	規制サイン
広告	3	民間	固定広告物
広告	1	民間	立看板
交通安全旗	2	町内会	規制サイン
サイン	1	神社	記名サイン
立て看板	1	民間	立看板
注意喚起サイン	2	自治体	規制サイン
はり札	9	民間	はり札
不要になった広告	2	民間	固定広告物
古くなった案内版	1	民間	案内サイン
枠だけになった看板	1	町内会	固定広告物
交通安全旗	1	町内会	規制サイン
祭り用旗竿	1	町内会	誘導サイン
破損している旗	2	町内会	規制サイン
不要になったサイン	2	自治体	誘導サイン
不要になった広告	1	町内会	固定広告物

(2) 大型固定広告物の撤去

固定広告物の中には、広告料が支払われていないが、地主が費用負担をしたくないために、屋外広告物を設置しているものがある。この場合の固定広告物については、撤去・廃棄費用を負担している。札幌市では、景観形成を行う団体等に活動費の一部を負担する「街並み景観形成活動等補助金」³⁾ という制度がある。このように、行政が景観形成を行う団体に対する助成を検討することも考えられる。また、大型固定広告物の場合は、西神楽の病院広告物の撤去事例のように、再利用も検討することで、地域・活動団体への還元が図られる。

平成 17 年度には、地元 NPO が病院へ直接交渉し、大型の固定広告物の撤去を行った。この時には、シーニックバイウェイや NPO の活動の説明を行っている。このように、当事者同士のコミュニケーションで、事業の

推進が決まることがある。円滑なコミュニケーションのために、活動の概要や目的などをまとめたパンフレット等が必要である。

(3) 交通安全旗の再設置

町内会の役員の変更により、撤去の経緯などが引き継がれていないため、平成 18 年度には、新たに交通安全旗が設置されている箇所がある。

撤去等の活動を継続的に行うと同時に、地域全体への活動の浸透などが必用だと考える。町内会等の会合での報告や、学校での配布物・回覧板等の中で活動の認知を行うことも考えられる。また、活動団体だけではなく、広告主・地主、周辺住民等に、撤去活動の参画を呼びかけることも考えられる。

6. おわりに

今後、これらの方略について、さらに検討を行うとともに、地区レベル (本研究では、旭川市西神楽) での他の景観形成事業 (清掃活動、ビューポイント整備等) の推進を調査し、景観に対する意識・興味の醸成を図るプログラムの検討を行っていく。

【参考文献】

- 1) 田中寿明ほか：屋外広告物等の設置に対する態度・行動変容の可能性に関する研究、土木計画学研究・講演集、vol. 29、2004。
- 2) 大雪・富良野ルート運営代表者会議：大雪・富良野ルート運営活動計画、2005. 3
- 3) 札幌市：札幌市HP、<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/josei/joseimatinami.html>